

栃木市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 3 月 23 日提出

提出者	栃木市議会議員	千葉正弘
同	同	小堀良江
賛成者	同	福富善明
同	同	高岩義祐
同	同	天谷浩明
同	同	古沢ちい子
同	同	長芳孝
同	同	永田武志
同	同	大武真一

栃木市条例第 号

栃木市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

栃木市議会政務活動費の交付に関する条例(平成22年栃木市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを削る。

第7条の見出しを「(政務活動費を充てることができる経費の範囲)」に改め、同条中「交付を受けた」を削り、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条第1項中「15日」を「30日」に、「次に掲げる書類」を「交付申請に添付した書類の写し」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第12条において同じ。」を削り、「前項各号」を「同項」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(収支報告書の閲覧)

第9条 何人も、議長に対し、前条の規定により保管された収支報告書の閲覧を請求することができる。

第3条中「ときは」の次に「、次に掲げる書類を添えて」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 政務活動費実績報告書
- (2) 領収書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める書類

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(交付の額)

第3条 会派に対して交付する政務活動費の月額、各月の初日(以下「基

準日」という。)における会派の所属議員数に、1月につき3万円を乗じて得た金額を上限とする。

- 2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は、当該会派の所属議員数には含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、その日の属する月分の政務活動費は、交付しない。

第11条を第10条とする。

第12条を削る。

第13条中「第9条第1項及び第2項」を「第7条第1項及び第2項」に改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とする。

別表中「第7条」を「第5条」に改め、同表の5の項中「印刷費、茶菓子代等」を「印刷費等」に改め、同表の(注)(3)中「会議に伴う食費以外の飲食」を「飲食」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

栃木市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

政務活動費の使途の透明性を確保し、支出の適正化を図るため、栃木市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 政務活動費の交付申請方法を改めること。(第 4 条関係)
- 2 政務活動費の収支報告の提出期限及び提出書類を改めること。
(第 7 条関係)
- 3 政務活動費収支報告書の閲覧の規定を設けること (第 9 条関係)

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議員案第1号

栃木市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

現	行
(交付申請) 第3条 会派の代表者は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長を経由して市長に政務活動費の交付申請をしなければならない。 (交付額及び交付の方法) 第4条 会派に対して交付する政務活動費の月額は、各月の初日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数に応じ、議員1人につき3万円の割合をもって算定した金額とする。 2 政務活動費は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間（以下「半期」という。）の最初の月（第4項において「交付月」という。）に、6月分を一括して交付する。ただし、半期の途中で議員の任期が満了となる場合にあっては、当該半期の最初の月から当該任期満了の日が属する月までの分を一括して交付する。 3 前項の規定にかかわらず、半期の途中で会派が新たに結成された場合にあっては、当該会派が結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月。次項において「交付月」という。）に、その月から当該半期の最終の月までの分を一括して交付する。 4 政務活動費は、交付月の20日までに交付する。 5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は、当該会派の所属議員数には含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、その日の属する月分の政務活動費は、交付しない。 (変更申請) 第5条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該交付を受けた政務活動費に係る交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに、議長を経由して市長に政務活動費に係る変更申請をしなければ	

改 正 案

(交付の額)

第3条 会派に対して交付する政務活動費の月額は、各月の初日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数に、1月につき3万円を乗じて得た金額を上限とする。

2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は、当該会派の所属議員数には含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、その日の属する月分の政務活動費は、交付しない。

(交付申請)

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、議長を経由して市長に政務活動費の交付申請をしなければならない。

(1) 政務活動費実績報告書

(2) 領収書

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める書類

ならない。

(交付額の調整)

第6条 前条の規定によりなされた変更申請が所属議員数の増減に関するものであった場合は、変更の事実があった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、当該変更申請をした会派に交付した政務活動費の額（以下この項において「既交付額」という。）が当該会派の変更後の所属議員数に基づいて算定した額（以下この項において「算定額」という。）を下回るときは、市長は当該下回る額を当該会派に追加して交付し、既交付額が算定額を上回るときは、当該会派は当該上回る額を市に返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、当該会派の代表者は、速やかに、議長を経由して市長にこれを届け出るとともに、当該解散の日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月。以下この項において「返還月」という。）以降の分として交付を受けた政務活動費があるときは、これを返還月の末日までに、市に返還しなければならない。

(使途基準)

第7条 会派は、交付を受けた政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第8条 略

(収支報告)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者は、当該政務活動費の交付を受けた年度の終了の日後 **15日**以内に、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

(1) 政務活動費支出明細書

(2) 領収書

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める書類

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散（議会の解散及び議員の任期満了に伴う会派の解散を含む。

第12条において同じ。）したときは、会派の代表者及び経理責任者は、前項の規定にかかわらず、当該解散の日後30日以内に、収支報告書に前項各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

3 略

(収支報告書の保管)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 会派は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 略

(収支報告)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者は、当該政務活動費の交付を受けた年度の終了の日後30日以内に、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、交付申請に添付した書類の写しを添えて議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散（議会の解散及び議員の任期満了に伴う会派の解散を含む。）したときは、会派の代表者及び経理責任者は、前項の規定にかかわらず、当該解散の日後30日以内に、収支報告書に同項に規定する書類を添えて提出しなければならない。

3 略

(収支報告書の保管)

現

行

第 10 条 略

(会計簿等の整理保管)

第 11 条 略

(残余额の返還)

第 12 条 政務活動費の交付を受けた会派は、当該会派が年度内に交付を受けた政務活動費の総額から、その年度の終了の日（年度の途中で解散した会派にあっては、その解散の日）までに市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除してなお残余があるときは、その年度の終了の日後 15 日（年度の途中で解散した会派にあっては、その解散の日後 30 日）以内に、当該残余の額を市に返還しなければならない。

(透明性の確保)

第 13 条 議長は、第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第 14 条 略

第8条 略

(収支報告書の閲覧)

第9条 何人も、議長に対し、前条の規定により保管された収支報告書の閲覧を請求することができる。

(会計簿等の整理保管)

第10条 略

(透明性の確保)

第11条 議長は、第7条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 略

現 行

別表（第7条関係）

項 目	内 容
1 研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等)
2 調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、宿泊費等)
3 資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料、事務機器リース代等)
4 資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
5 会議費	会派が行う調査研究活動のための会議、住民からの市政に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、 <u>印刷費、茶菓子代等</u>)
6 人件費	会派が行う調査研究活動を補助する臨時の職員を雇用する経費
7 その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動に必要な経費

(注) 政務活動費は、次に掲げる経費に使用することができない。

- (1) 冠婚葬祭、見舞い等交際的な経費
- (2) 党費、後援会費等に要する経費
- (3) 会議に伴う食費以外の飲食、遊興等に要する経費
- (4) 党又は議員個人の宣伝となる経費

改 正 案

別表（第5条関係）

項 目	内 容
1 研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等)
2 調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、宿泊費等)
3 資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料、事務機器リース代等)
4 資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
5 会議費	会派が行う調査研究活動のための会議、住民からの市政に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、 <u>印刷費等</u>)
6 人件費	会派が行う調査研究活動を補助する臨時の職員を雇用する経費
7 その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動に必要な経費

(注) 政務活動費は、次に掲げる経費に使用することができない。

- (1) 冠婚葬祭、見舞い等交際的な経費
- (2) 党費、後援会費等に要する経費
- (3) 飲食、遊興等に要する経費
- (4) 党又は議員個人の宣伝となる経費